

第15回淡島ホテルGの責任を追及する債権者の会

世話人会

1 今私たちは、どこにいるのか

(1) 絶望の状況から出発した債権者の会の活動

- ①訴訟や競売手続、交渉も全く効果なし
- ②淡島ホテルに対する債権者破産の申立と破産開始決定
 - *裁判所への債権届について（配当を保証するものではない）
 - …配当がある場合には債権者として扱いますという意味
 - 現時点では、配当見通しが明らかでないので届け出は預かっておきます
- ③破産管財人を無視したオーロラグループの抵抗

(2) 目標として取り組んできたこと

- ①情報を集め、行動し被害の救済を目指す
- ②淡島ホテルグループの責任を追及する
- ③被害をこれ以上拡大させない

(3) 裁判所・破産管財人と協力しながらオーロラグループを包囲してきた

- ①破産法違反（詐欺破産罪）による刑事事件化
- ②株長泉ガーデン・長田事業(株)の債権者破産申立
- ③裁判所の否認権認可（事業譲渡は無効）判決・仮執行宣言を受けての破産管財人による強制執行（淡島ホテルの管理権を掌握）
- ④株フェニックスの設立と、破産管財人からホテル維持管理についての業務委託

(4) 奇跡が起きつつある（積極面）

- ①破産して破たんしたホテルについて、受け皿会社による暫定的営業の奇跡
- ②債権者の会と社員が一体となったホテルの再生のチャンス
- ③メディアの応援と利用客や地域の応援

(5) 何故、裁判所・破産管財人は、株フェニックスに業務委託したのか？

- ①ホテル建物が売却できる状態（220名の持分所有権の整理）となるにはまだまだ時間がかかる
- ②債権者の会と社員に対する信頼

(6) 奇跡が成就するかどうかは、これからにかかっている オーロラは、まだ抵抗を続けようとしている

- 1) 竹原逮捕以降、9, 10, 11, 12 月分の社員給与、取引先の支払代金を支払わず
⇒(株)ワン・リゾート (運営会社) 所属社員は、ほぼ全員退職 (失業手当受給)
- 2) 杉森氏ら幹部社員 3 名は懲戒解雇
- 3) ワン・リゾートの現場保管の通帳、印鑑、PC などを持ち出し
食材・備品の持ち出しについては阻止
- 4) 長泉ガーデンは営業継続の意向
- 5) 竹原氏は、12 月 3 日の淡島マリンパーク臨時株主総会で代表に就任
(役員変更登記は未了)
淡島マリンパークを利用したホテル営業への妨害を許さない

2 (株)フェニックスによるホテル再生の意義

- (1) オーロラの 3 つの大罪
 - ①会員・債権者への裏切りと新たな被害者の拡大
 - ②取引先や地域社会への裏切り
 - ③社員に対する裏切り
- (2) (株)フェニックスと債権者の会
 - ①会員・債権者・被害者とともに再生を目指す
 - ②取引先や地域社会とともに再生を目指す
 - ③社員とともに再生を目指す

3 最大の強み

最大の強みは、裁判所 (国) の支援の下に、長田・オーロラの責任を追及しながら再生を目指すこと (裁判所の信頼と期待のもとに事業をスタートすること)

4 刑事事件の帰趨とオーロラの責任

刑事事件は、3 つの大罪の氷山の一角

刑事事件の結果に関わらず、オーロラに経営者の資格なし、ホテル事業を語る資格なし

5 絶対に失敗できない再生事業

3 つの力 (①債権者、②地域、③社員) を合わせて必ず再生を勝ち取る

支援の最大の柱は、ホテルを利用してもらうことであり、そのためにそれぞれができることをやるべきことをやりきることが大事

- (1) 債権者・被害者
- (2) 取引先・地域
- (3) 社員

(4) 協力旅行会社

6 事業が成功すれば

- (1) 健全なホテルが実現する
- (2) 債権者・被害者⇒ホテル売却金額の増額により配当の可能性
- (3) 取引先・地域の経済に貢献
- (4) 社員は安定した雇用が確保される
- (5) 観光業に携わる協力会社も、結果的に利益につながる

7 併せてオーロラ・長田への責任追及

- (1) 破産管財人による利益の取戻し
- (2) オーロラによる二次被害の救済
- (3) 未払賃金・売掛金の請求訴訟
- (4) 関連企業や長田浩行への破産申立

Q. 全部の関連企業に対して破産申立てを行うのか？ (別紙参照)

A. 債権者破産申立てには、莫大な費用(予納金)がかかる

8 スポンサー選定作業について

9 新たな法的措置について

10 財政報告 (別紙)

11 次回の全体会は淡島ホテルで

次回全体会議 2022年2月20日(日)14時~@淡島ホテル
(参加希望の方・宿泊希望の方は、個別にご連絡ください)

以上

【この間の激動の動き】

2018. 4 淡島ホテルをオーロラが買収
2018. 6 長泉ガーデン・長田事業をオーロラが買収
2019. 2 淡島マリナーパークをオーロラが買収
2019. 7 債権者らが淡島ホテルに対し債権者破産申立
2019. 12 淡島ホテル (AWH) に破産開始決定
2021. 3 長泉ガーデン・長田事業に対し債権者破産申立
2021. 9 ①竹原・生山・F氏・N氏・I氏が破産法違反 (土地賃借権譲渡の偽装) で逮捕・勾留
②竹原・生山・Fが破産法違反 (淡島ホテル建物の偽装譲渡) で再逮捕・勾留
2021. 10. 22 長泉ガーデン・長田事業に対し静岡地裁沼津支部が破産手続開始決定
2021. 10. 27 事業譲渡等の否認請求決定認可・仮執行宣言の付与
2021. 11. 2 竹原・生山が①②の事件で公判請求 (起訴)
2021. 11. 10 杉森・本橋・淀川の3名の幹部社員が懲戒解雇 (業務上横領及び、会社を転覆させる重大な背任行為)
2021. 11. 15 裁判所に株式会社フェニックスの事業計画書 (第1版) 提出
2021. 11. 16 株式会社フェニックス設立 (杉森大樹社長)
2021. 11. 24 裁判所に㈱フェニックスの事業計画書提出 (第2版) 提出
同日、㈱フェニックスへの業務委託について裁判所が許可
2021. 11. 25 破産管財人が、裁判所に強制執行の申立 (淡島ホテルから、オーロラグループの完全排除措置)
破産管財人が、㈱フェニックスとホテルの維持管理に関する業務委託契約を締結
2021. 12. 2 ㈱フェニックスと債権者の会の共同記者会見
15時～ 淡島ホテル宴会場
2021. 12. 3 ㈱淡島マリナーパークの臨時株主総会予定 (伊藤裕が社長退任⇒竹原が社長に?)
現時点で、役員変更登記なし
2021. 12. 14 生山第1回刑事裁判公判期日 (起訴事実認める。竹原の指示に従った。判決1月12日3時)
2021. 12. 20 竹原第1回刑事裁判公判期日
2022. 1. 28 破産者株式会社AWH 債権者集会 (@沼津 14時～)
2022. 2. 25 破産者長田事業株式会社 第1回債権者集会 (@沼津 14時～)
2022. 3. 11 破産者株式会社長泉ガーデン第1回債権者集会 (@沼津 14時～)

記者会見スピーチ

株式会社フェニックス
代表取締役社長 杉森大樹

■自己紹介

1【自己紹介と会社設立】

本日は、弊社「株式会社フェニックス」と「淡島ホテルグループの責任を迫及する債権者の会」と共同記者会見に多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本年11月16日に設立した株式会社フェニックスの代表取締役の杉森大樹と申します。

私は、平成15年に株式会社淡島ホテル宿泊部ベルボーイとし入社し、約18年間、この淡島ホテルで勤務してまいりました。

設立にあたっては、淡島ホテルの元会員様や債権者様方で結成された「淡島ホテルグループの責任を追求する債権者の会」の皆様には多大な支援と協力を頂きました。この場を借りて心から御礼を申し上げますとともに、引き続きのご支援をお願いするものです。

■会社設立の経緯

2【会社設立の経緯】

淡島ホテルには、ホテルをこよなく愛する会員様をはじめ、多数のお客様、取引先の皆様、ホテルを愛するスタッフがおります。私たちスタッフは、そのお客様の笑顔に接することで、ホテルマンとしての誇りとやりがいを感じながら、日々業務に当たってまいりました。

また、特別な立地条件の中、船での移動、贅沢な館内、難しいオペレーションの中、多くのホテルマンが学び、また多くのホテルマンを育て上げてまいりました。

2018年4月以前の旧オーナーの時代よりしばしば給与の遅配、欠配する事態がありましたが、オーロラグループが株式会社淡島ホテルを買収した際には、私たちの給与遅配も解消され、救世主が現れたものと喜びました。

ところが、1年半を過ぎたころ私たち幹部社員の耳に入ってくる情報は、私たちスタッフの目指すべきホテルの方向と真逆のものでした。

今般、株式会社オーロラとその関連会社が、当淡島ホテルを運営してきましたが、裁判所により事業譲渡が無効と判断され、オーロラグループは淡島ホテルから撤退する運びとなりました。

私たちは、破産管財人からの委託を受けて、ホテルの売却手続きが完了するまでの間、淡島ホテルのスタッフが、暫定的にホテル運営を継続することにより、ホテル建物設備の維持保全を行うことになりました。

その受け皿会社として設立したのがこの株式会社フェニックスです。

■休業に至った経緯

4【取引先業者を犠牲】

徐々に月末に取引先の皆様にお支払いするための資金の送金が無くなり、ホテルの直接管理する資金より支払いをサイクルするようになりました。

飲食関連、客室関連、設備関連、燃料関連の仕入れ代金の未納が続き取引先業者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしています。

ホテルは、取引業者の皆様との協力の上に成り立っています。その大事な仲間である業者の皆様への支払いを、いつも後回しにする行為は許されません。

5【働くスタッフを犠牲】

そして、最後に、この9月以降、私たちスタッフの給与は一部の支払い後、支払われておりません。

9月22日以降、9月のホテルスタッフの給与の件を確認したところ、「出所後に上乘せして支払います。大金は本人でないと動かさないため」と回答がありました。その後緊急で幹部会を開催し、翌日全スタッフを招集し話をしました。怒りと悲しみはあったものの、2週間ほどでなにか進展があると聞いていたのでスタッフたちは、信じて待とうと決めていました。

10月13日の再逮捕を受け、再度9月支給給与の件をオーロラ担当者に回答を求めましたが、回答が来たのは5日後の夕方でした。「ワン・リゾートの給与は出所時に支給する」それだけでした。

翌日、全スタッフを招集し話をしましたが、信じて待っていた気持ちを裏切られ、さらに2週間後には10月支給給与の日がせまり、怒りと絶望感、先の生活への不安で押しつぶされる思いでした。

10月26日、私は幹部社員ら数名とともに、取引業者と全スタッフを代表してオーロラの本社に、未払いになっている支払債務や給与に充てるため、オーロラグループが保有しているホテルの売上金をホテルに返却するよう申し入れを行いました。

オーロラ担当者の回答は、「社長の承認がなければ支払えない」という無責任なものでした。

11月10日、オーロラグループの社員らがホテルを訪れ、私を含む3名の幹部社員は、ワン・リゾート株式会社から「業務上横領及び会社を転覆させる重大な背任行為を行った」として、懲戒解雇処分となりました。

同時に、わずかに残っていた現場管理の預金通帳を、印鑑やパソコンとともに持ち去っていきました。

私たちは、横領などしておりません。目の前に迫る取引先の皆様へのお支払い、スタッフの未払いの給与を売上金の中より捻出しようとしただけです。懲戒解雇に関しては、告知聴聞・弁明の手続きもありません。明らかに不当な解雇であり、私たちはその撤回を求めます。

取引業者・スタッフを犠牲にする経営に対してこれを是正していくことが背任行為なのでしょうか。

クレジットカードの売上入金、先の予約の前受け金を充てにし、スタッフの未払い給与の一部支払い、運転資金に充てる予定が、預金通帳を持ち去られたことにより不可能となり、

スタッフも心身ともに疲弊し、また生活の限界がせまり、急遽休業をせざるをえない状況となりました。

■今後の営業再開の見通しについて

6【経営理念】

これからホテルの再生を目指す株式会社フェニックスは、みなさんに3つのお約束をしっかりと、これを経営理念という形でまとめました。

- ① 宿泊されるお客様に最高のホスピタリティの提供を通じて、至福のくつろぎ空間を提供し、お客様の豊かな人生をサポートする。
- ② ホテル事業に関係する取引事業者、支援者らステークホルダーの利益を尊重し、ホテル事業の再生を通じて、地域経済と日本の観光産業の発展に寄与する。
- ③ ホテルを愛し、お客様の笑顔を見るために働く全スタッフのために、生きがいとやりがいと誇りを感じて働ける最高の職場づくりを目指す。

7【課題】

しかし、ホテルの再生を目指す私たちには、乗り越えなければならない大きな壁があります。その壁を乗り越えるために、皆様のご支援とご協力が必要です。

それは、再スタートを切るための運転資金とスタッフ確保の問題です。

ホテルの売上を管理します預金通帳を持ち去られたことにより、資金はゼロどころか、仕入れ代金、水道光熱費、給与も未払いの状態です。マイナスからのスタートです。

また、スタッフは、国の制度を受けながら再スタートへの合流を期すしかありません。

スタッフにも生活があります。親を介護しながら働く仲間もいます。子どもの教育費もかかります。家賃もかかります。

いまは、生活を立て直し、生活を安定させてください。

必ずスタッフの皆さんを愛する淡島ホテルの職場に呼び戻します。

明日からでも再生のために合流したいという思いはあっても、現実にはそう簡単なものではありません。現在私たちは、一日でも早く再開できるように、体制を整え、また運転資金の調達に奔走しているところです。

ホテル事業が軌道に乗り裁判所の期待に応えるためには、ホテルの稼働を安定させ、経営を安定させていく必要があります。

本日、この場に集まれた皆様が、それぞれの立場で私たち新会社の出発をご支援いただくことを心からお願いする次第です。

8 最後に

私たちは、新会社の商号を「フェニックス」と命名しました。

これは、どんな大きな困難があろうとも、お客様・取引先・スタッフの笑顔を取り戻すために、淡島ホテルを不死鳥のように必ず蘇えらせる、という決意がこめられています。

将来に向けて大きな展望を持っていますが、今は瀕死の傷を負っています。

どうか皆様。フェニックスにお力をお貸しください。どうか応援をよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

資料 2

共同声明

「朝日新聞社の報道について」と題する書面について

2021年12月6日

株式会社フェニックス
淡島ホテル債権者の会

株式会社オーロラ、グッドリゾート株式会社の両社は、2021年11月29日付でグッドリゾートのホームページ上に、連名で、「朝日新聞社の報道について」と題する書面を掲載しました。

その内容は、朝日新聞社の報道記事が、「事実とかけ離れた報道」であり「弊社への裏取りや具体的根拠なく、対立当事者の一方的とも思える主張を鵜呑みにして報道された」と非難し、自社らの行為を正当化するものです。

しかし、私たちは、報道記事の内容こそが体験した事実であり、両社の反論内容こそが、事実とかけ離れたものです。

憲法第21条で保障される表現の自由、報道の自由は、民主主義社会において国民の知る権利を充足するためにあるものであり、報道機関への不当な攻撃は国民の知る権利に対する攻撃であるという観点から許されないものです。

私たちは、淡島ホテルで起きている真実を、地域のみなさん、国民のみなさんに知っていただきたく、あえてここに事実経過を公表いたします。

1 両社は、2020年6月に新たな運営会社（ワン・リゾート株式会社のこと）を設立し、事業を支援してきましたが、GOTO トラベル終了後には赤字に転換し、5000万円を超える赤字を補てんしてきたと主張します。

しかし、両社は、2018年4月に、株式会社淡島ホテルを買収以降（事業譲渡そのものが無効と裁判所で判断されている）、別の運営会社（株式会社 Go）を使い事業を行いました。この会社も取引先への多額の負債を抱えて事実上倒産しています。

両社はその経営責任も取らないまま経営を投げ出し、新たにワン・リゾート株式会社名で事業を継続したというのが実態です。

2 両社は、ホテル経営は5000万円を超える赤字でありこれを補てんしたと主張します。

しかし、無効な事業譲渡であるとして破産管財人が否認権を行使する中で、破産手続業務には一切協力することなく、他方で、購入すれば他の債権者よりも優先的に債権が回収できるかのように述べて、淡島ホテルの建物の持分所有権を、200名を超える債権者被害者に有償譲渡したり、グッドリゾート株式会社の会員権（ロイヤルリゾート会員権）を販売したり、資金稼ぎを行ってきました。

その売上金は、両社が丸取りしており、極めて悪質な開き直りに過ぎません。

債権者の会は、このような二次被害を受けた債権者のみなさんの被害回復も求めて活動を続けています。

3 両社は、2021年9月上旬に独立採算制を通告した、と無責任な開き直りをしています。通告の当事者は誰なのか、それが法的にいかなる意味を持つのか、全く理解不能です。

ホテルの収入の大部分は、旅行会社が徴収した旅行代金の支払、カード会社からのクレジットカード料金の支払です。両社は、これらの支払を受ける口座を株式会社淡島マリンパーク名義の口座で受け取ったり、グッドリゾートの口座で受け取ったりしてきました。

その売り上げは、本来旧株式会社淡島ホテル（現：株式会社AWH）の資産や営業に関連する利得であり、現場運営の経費に充てられてしかるべきであり、また、無効な事業譲渡に基づく利得であり破産財団に返還されるべきものです。

4 両社は、「総支配人と経理部長が外部の第三者と組んで、新会社を設立、従業員を引き抜き、食材等の物品を横領してホテル運営を行おうとしている」との情報を受けて、「運営会社社長は、3名を会社に対する背任、物品などに対する横領などを理由に懲戒解雇し、他の引き抜き対象となっていた従業員を解雇した」、としています。

しかし、3名らの幹部従業員は、独立採算制を通告され資金が枯渇する中で、未払の取引先への買掛金や未払給与を支払おうとしただけで、私的な横領などしていません。また、両社は自ら「独立採算制」を現場に通告しながら、その子会社である運営会社が独立採算への努力をする幹部社員を横領で懲戒解雇する、というのも論理矛盾です。

なお、運営会社であるワン・リゾートの代表者は、既に2020年12月、取締役を辞任し、その後会社やホテルには全く関与しておらず、姿すら現していません。ワン・リゾートは、代表者辞任後、役員変更登記がなされていないだけで、実体のない幽霊会社です。

その幽霊会社名で発令されたのが、「懲戒解雇通知」でした。懲戒解雇処分を行うには、懲戒事由が存在すること、懲戒事由に対して懲戒処分の内容が相当性を有すること、に加え、被懲戒者に対して告知・聴聞を行い十分な弁明の機会を与える手続が必要など、運営会社からの調査・弁明の機会は一度もありませんでした。

明らかな不当解雇であり、懲戒解雇は法的には無効なものです。

5 さらに、両社は、他の従業員は、自主退職ではなく解雇であると主張しますが、他の従業員らは、解雇通知すら受け取っていません。オーロラの担当者は、電話でホテルの幹部従業員に、従業員は11月15日付で解雇する、と述べたそうです。

どうして、使用者でもないオーロラの担当者が別会社である運営会社に代わって解雇することができるのでしょうか。

これは、ワン・リゾートが実体のない幽霊会社であることを自ら証明するとともに、オーロラが実際には業務に関する指揮命令権を有していることを証する重要な事実です。

両社は、従業員の未払賃金、取引先への買掛債務に対し、当然支払うべき法的義務がありません。

事実は、絶望の淵に追いやられた従業員らは運営会社から解雇通知も届かず、給与も3カ月

余り支払われない中で、ハローワークに相談し、給与未払を理由に自主退職を申告し、会社都合扱いでの雇用保険の受給を申請したというものです。

6 企業には自社の利益のみを優先するのではなく、そこに関わるステークホルダーである従業員、株主、取引先、そして社会一般に対して、その利益を尊重し共存する使命があります。現在、世界では、SDGs（持続可能な開発目標）の重要性が強調されており、各企業はその姿勢を厳しく問われています。

両社は、株式会社AWHの破産手続にも抵抗し、ついに代表者らは破産法違反の罪で起訴されました。

代表者らがこれから進行する裁判で有罪となるか無罪となるか、は重要な問題ではありません。誰もが眉をひそめるようなグレーなビジネスをやっていることに對する両社の社会的責任こそが今、問われています。

まともな企業であれば、逮捕起訴された幹部がそのまま役員に居座り、留置場の中から経営の指示を出すなどありえないことです。役員が解任すらできない会社に、ホテル経営を語る資格はなく、また自浄能力は全く期待できません。

両社は、これらの自社最高幹部の不祥事について、これまで社会に対して納得のいく説明責任を一切果たしていません。説明責任を果たさず、沈黙を続ける両社に「一方的とも思える主張を半ば鵜呑みにして報道」などと批判をする資格などないのではないのでしょうか。

7 残念なことは、債権者ら多数の善良な市民に対して経済的被害を拡大し、取引先や従業員をないがしろにする両社に対して、名だたる旅行会社をはじめ少なからぬ観光関連事業者の方々が、未だに取引を継続していることです。

これまでは、事情がわからなかったという弁明ができたとしても、この先も同様な対応を継続するならば、悪行に対して加担したという企業の社会的責任を問われることになりかねません。

両社と取引関係のある事業者のみなさまには、賢明なご判断をされることを期待するとともに、新たに動き出した株式会社フェニックスによる淡島ホテルの真の再生に向けてご支援を心から訴える次第です。

以上

資料3

共同声明

株式会社AWH破産管財人による淡島ホテルに対する強制執行について

2021年12月6日

株式会社フェニックス
淡島ホテル債権者の会

- 1 2021年12月5日、株式会社AWH（旧株式会社淡島ホテル）の破産管財人は、株式会社淡島ホテルと株式会社オーロラ及びグッドリゾート株式会社間の事業譲渡契約を無効とする判決（2021年10月27日言渡し）に基づき、淡島ホテルの敷地・建物及び建物内の動産一切について、強制執行を行い、その占有権を取得しました。
同日以降、淡島ホテルは、破産管財人の管理下に置かれることになり、株式会社オーロラ及びグッドリゾート株式会社は一切の立ち入り、ホテルへの関与が禁止をされます。
- 2 同日、株式会社フェニックスは、破産管財人との間で業務委託契約を締結し、今後は、占有補助者として破産管財人の監督下で淡島ホテル敷地・建物、動産の管理を行うことになりました。
- 3 株式会社フェニックスの設立以降、旧会員はじめホテルをこよなく愛されるお客様方、地元地域の諸団体や個人の皆様から暖かい励ましの声が寄せられています。
- 4 株式会社フェニックスは、皆様のご期待に沿うべく、ホテル再開に向けて全力で取り組んでまいります。
淡島ホテル債権者の会は、株式会社フェニックスの事業を全面的に支援し、愛する淡島ホテルを取り戻すために引き続き奮闘する決意です。

あらためまして、皆様のご支持・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上